

第Ⅲ章 不正事案への対応など

不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、取締りを行いました。

(1) 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における令和4年度実績)

麻薬及び向精神薬取締法	29人
あへん法	0人
大麻取締法	89人
覚醒剤取締法	53人
麻薬特例法	42人
医薬品医療機器等法（旧薬事法）	4人
合 計	217人

(2) 管内の特徴等

検挙人員は217人となり前年度と比べて増加しました。特に大麻事犯と覚醒剤事犯が増加し、相変わらず大麻の乱用が続いている現状にあります。

麻薬取締部では、国内外の関係機関と連携し密輸入事犯を摘発するとともに、若者の間で増えている大麻事犯の取締りを強化しています。

診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

（１）取消の状況

（関東信越厚生局における令和３年度実績）

保険医療機関等の指定取消 （取消相当※ ^１ 含む）	１３件（令和２年度 ９件）
保険医等の登録取消 （取消相当※ ^２ 含む）	９人（令和２年度 ８人）

※１ 指定の取消相当とは、保険医療機関等が廃止となっているため行政処分はできないものの、指定取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

※２ 登録の取消相当とは、保険医が登録を抹消していることから行政処分はできないものの、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

（２）特徴等

- ・不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・取消に係る端緒は、保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等からによるものです。
- ・監査拒否による保険医療機関等の指定取消処分の件数が増加しています。